

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
産業労働部	中央高等技術専門校	平成29年3月3日 (第2879号)	<p>平成27年度の「産業廃棄物収集運搬委託」(20,000円)及び「産業廃棄物処分委託」(259,200円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。</li> <li>収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。</li> <li>「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、2者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。</li> </ol>	<p>再発防止のため、「産業廃棄物収集運搬及び処分業務における処理方針」を平成29年2月22日に策定し、同方針に基づき以下の措置を講じた。</p> <p>また、職員会議で全職員に対し、財務事務及び産業廃棄物処理事務について法規等の順守事項の周知徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理の委託について 廃棄物の分別及び排出時期の特定により廃棄物管理の徹底を図った。 見積書徴収時の現物確認を容易にし、見積書及び契約書に記載のない種類の廃棄物の処分を委託することがないようにした。</li> <li>支出について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(歳出編)」を活用するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。</li> <li>見積書徴収について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用し、契約金額に応じた見積書徴収者数を確認するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。 さらに産業人材育成課(主務課)では、各高等技術専門校に対し物品の処分、産業廃棄物処理について適正な事務処理を求める旨を通知し、注意喚起を行った。</li> </ol>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	総合治水事務所	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 28 年度に現金領収した公文書の写し作成費用について、最初に収納した日から起算して 5 日目には指定金融機関等に払い込まなければならないところ、払い込みが遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、役付会議で関係職員に監査結果を報告するとともに、担当者不在時の現金取扱手順を定め、財務規則で定められている期間内に指定金融機関等に払い込むことを周知徹底した。
教育局	富士見高等学校	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 28 年 4 月に行った行政財産使用許可に基づく 5～9 月分の管理費について、平成 28 年 11 月まで調定、納入通知を行わなかったことは不適切であった。	再発防止のため、毎月の自己検査において個別のチェック箇所を設け、担当者、事務長、校長が事務処理に漏れがないかを確認することとした。 また、行政財産使用許可チェック表を作成し、担当者と事務長がチェック表を突合しながら、事務の進捗状況や処理に漏れがないかを確認することとした。
警察本部	熊谷警察署	平成 29 年 3 月 3 日 (第 2879 号)	平成 27 年度の「被留置者食糧の単価契約」について、予定価格調書の予定価格に誤った金額を記載したことを認識しないまま、入札を執行して契約を締結したのは不適切であった。	予定価格調書の正確な作成のため、契約事務チェックシートの項目に新たに金額の確認項目を設けたほか、複数人によるチェック体制の強化を図った。 また、県警察の各財務執行所属に対し、同様の方法によるチェックの実施を通知し、再発防止を徹底した。